

宮崎学園短期大学セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、宮崎学園短期大学就業規則第8条の2及び宮崎学園短期大学非常勤講師等の勤務に関する規則第8条（以下「就業規則」という。）並びに男女雇用機会均等法に基づき、学生及び教職員のすべてが個人として尊重され、就学、就労、教育及び研究のための環境を維持するため、セクシュアル・ハラスメントの防止とその対応等について必要な事項を定めることを目的とする。

(セクシュアル・ハラスメントの定義)

第2条 「セクシュアル・ハラスメント」とは、言葉、視覚及び行動等により、就学、就労、教育又は研究上の関係を利用して、相手の意に反する性的な性質の言動等を行うこと及びそれに伴い、相手が学業及び職務を行う上で利益又は不利益を与え、就学、就労、教育及び研究のための環境を悪化させることをいい、次に掲げるとおりとする。

- (1) 性的要求への服従又は拒否を理由に就学、就労、教育、又は研究上の利益もしくは不利益に影響を与えること。
- (2) 相手が望まないにもかかわらず、就学、就労、教育、又は研究上の利益もしくは不利益を条件として、性的誘いかけを行うこと又は性的に好意的な態度を要求すること。
- (3) 性的言動及び掲示等により不快を抱かせるような環境を作りだすこと。

(禁止事項)

第3条 すべての学生及び教職員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 不必要な身体への接触
- (2) 容姿及び身体上の特徴に関する不必要な発言
- (3) 性的及び身体上の事柄に関する不必要な

質問

- (4) プライバシーの侵害
- (5) うわさの流布
- (6) 交際・性的関係の強要
- (7) わいせつ図画の閲覧、配布、掲示
- (8) 性的な言動への抗議又は拒否等を行った学生・教職員に対して、不利益を与える行為
- (9) 性的な言動により他の学生・教職員の就学及び就業意欲を低下せしめ、能力の発揮を阻害する行為
- (10) その他、不快感を与える性的な言動

2 管理の立場にある教職員は、学生及び教職員がセクシュアルハラスメントを受けている事実を認めながら、これを黙認する行為をしてはならない。

(セクシュアル・ハラスメントの防止)

第4条 教職員及び学生は、人権を尊重し、セクシュアル・ハラスメントの発生を未然に防止しなければならない。

2 本学は、セクシュアル・ハラスメントの防止のため、次に掲げる事項を行う。

- (1) セクシュアル・ハラスメント防止に関する啓発及び研修に関すること
- (2) セクシュアル・ハラスメントの相談に関すること
- (3) その他、セクシュアル・ハラスメント防止に関し必要な事項

(セクシュアル・ハラスメントに関する相談体制)

第5条 セクシュアル・ハラスメントに関する相談と救済に対処するため、学生にあつては学生相談室及び学生支援部に相談窓口を設置する。

2 相談員は、学生相談室にあつてはカウンセラーを、学生支援部にあつては学生支援部長・厚生担当主任及び養護担当者をもって充てる。

3 相談員は、相談と救済に当たっては、被害を申し出た者のプライバシーを厳守し、被害の状況を学生支援部長を通じて学長に報告するものとする。

4 教職員のセクシュアル・ハラスメントに関する相談と救済に対処するため、副学長・学長補佐・事務局長及び養護担当者を相談員とする。

5 第2項及び前項にかかわらず、セクシュアル・ハラスメントの被害を受けた者は相談員以外の教職員に相談することができる。この場合においても、相談を受けた者は、被害を申し出た者のプライバシーを厳守し、被害の状況を学生にあっては学生支援部長、教職員にあっては副学長・学長補佐及び事務局長を通じて学長に報告するものとする。

(セクシュアル・ハラスメントに関する調査委員会)

第6条 学長は、前条の第3項、第4項及び第5項の報告に基づき、セクシュアル・ハラスメントに関する調査を行うため、調査委員会を置く。

2 調査委員会は、セクシュアル・ハラスメントの生じた状況等を勘案して、学長が指名した若干名の委員で構成する。

3 委員会はセクシュアル・ハラスメントに関する調査に当たっては、当事者及びその他の関係者等から公正な事情聴取を行うものとし、事情聴取対象者の名誉・人権及びプライバシーに十分に配慮しなければならない。

4 調査委員会は、調査の結果を速やかに学長に報告するものとする。

(調査結果への対処)

第7条 学長は、第6条の第4項の報告に基づき、行為者に対して、必要な措置を講じるものとする。ただし、行為者が教職員の場合は、就業規則の規定に基づき、必要な措置をとるものとし、行為者が学生の場合は、当該学生の処分について、教授会に付託するものとする。

(再発防止の義務)

第8条 学長は、セクシュアル・ハラスメントの事案が生じた時は、周知の再徹底及び研修の実施、事案発生の原因と再発防止等、適切な再発防止策を講じなければならない。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、学長が教授会の議を経て、理事長に報告し、理事長は常勤理事会議に諮って改廃する。

附 則

この規程は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年7月6日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年1月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。